中国におけるFintech特許訴訟 ~巨額の損害賠償が命じられた事例~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第45回)

北京握奇データシステム有限公司 原告

恒宝株式有限公司 被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国では特許訴訟が第1審だけで年間1万件以上提起されている。勝訴した場合被疑侵害製品の差止に加えて損害賠償が認められるものの、損害額の立証が困難であるため、裁判官が裁量により決定する法定賠償(専利法第65条第4項)が中心となっていた。

この法定賠償額では特許権者の損害をカバーするには十分と言えないことから司法解釈の改正により被疑侵害者に対する帳簿提出命令規定及び損害額の推定規定が導入された。

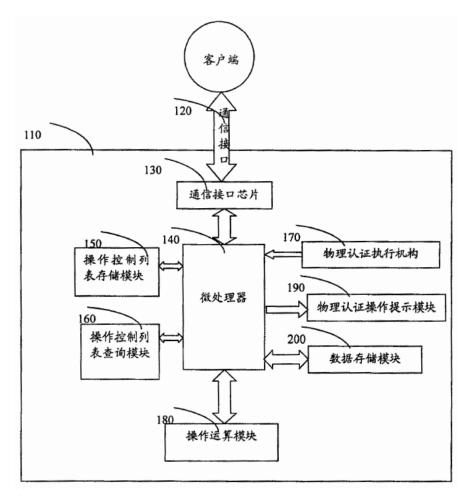
本事件では被疑侵害者が裁判官による再三にわたる帳簿提出命令に従わなかったことから、北京知識産権法院は最終的に原告の主張に基づき、損害額を推定し、総額5000万元の損害賠償(約9億円)を認めた¹。

2. 背 景

(1) 特許の内容

北京握奇データシステム有限公司(原告)は、"物理認証方法及び電子装置"と称する発明特許権を所有している。特許番号はZL200510105502.1(以下、502特許という)であり、出願日は2005年9月23日、登録日は2009年9月16日である。

¹ 北京知識産権法院2016年12月8日判決 (2015) 京知民初字第441号



争点となった請求項1及び16は以下の通り。

請求項1

"ネットワーク環境下のクライアントが電子装置を通じて操作命令を実行するシステムに適用 される物理認証方法において.

操作命令と物理認証方式の対応関係を設定し、安全演算操作を行う場合、以下のステップを含む:

- S1、クライアントが電子装置へ、安全演算操作を行う第一操作命令を送信し;
- S2、システムが前記操作命令と物理認証方式の対応関係を調べ, 前記第一操作命令に対応する第一物理認証方式を取得し;
- S3、ユーザが、電子装置上に設置された前記第一物理認証方式に対応する物理認証実行機構へ、第一物理認証操作を送信し、第一物理認証操作を通過した場合、クライアントが送信した第一操作命令が該ユーザにより許可されたものであることを表明して、ステップS4へ進み、そうでなければ、フローを終了し;
 - S4、電子装置は前記第一操作命令を実行する。"

請求項16

"ネットワーク環境下のクライアントに接続された電子装置において,以下を含む 安全演算操作命令を実行するのに用いられる操作演算モジュール;

ユーザデータ及びアプリケーションデータを保存するのに用いられるデータメモリモジュー